

佐賀県告示第225号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定する。

令和5年10月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 名称

脊振山鳥獣保護区権現山特別保護地区

2 区域

神埼郡吉野ヶ里町の林道空の瀬線と町道権現平線と林道松隈線との三叉路を起点とし、林道松隈線を南東へ進み権現山生活環境保全林内の駐車場に至り、同駐車場から伸びている歩道をアドベンチャーバレーSAGAを左手にみて北西へ進み権現山生活環境保全林と国有林佐賀東部森林計画区42林班との境界線に至り、同境界線を北東へ進み大字松隈字権現平593番1地先の小川に至り、同小川を北へ進み林道空の瀬線との交点に至り、同林道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当地区は、佐賀県の北東部に位置する脊振山鳥獣保護区の南方にあつて、クス等の天然林が数多く生育する権現山を中心とした区域である。

そこには、アオゲラ、フクロウ、エナガなど多種多様の鳥類が生息しており、権現山の天然林は、オオルリ、カッコウ、アオバズク、ツグミ、ジョウビタキなど春秋の渡り鳥の中継休息林としても利用され、鳥獣の生息生態上重要な地域である。

また、特別保護地区の南方には町民憩いの場である権現山生活環境保全林があり、愛鳥思想の普及啓発や児童生徒の情操教育にとっても非常に適した地域であるため、特別保護地区の指定を行い、その保全を図る。

(3) 特別保護地区の管理方針

区域界の主な場所に、特別保護地区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護管理員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、鳥獣保護管理事業計画又は第2種特定鳥獣管理計画に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。